

第2回中央区自転車活用推進計画策定委員会

日時：令和5年8月29日（火）10:00～

場所：京橋区民プラザ区民館 多目的ホール

I. 議事

1. 開会
2. 議事
 - (1) 具体的な取組（案）
 - (2) 中央区自転車ネットワーク整備方針（案）
 - (3) 中央区路上駐輪対応方針（案）
 - (4) 計画策定スケジュール（案）
3. その他
4. 閉会

II. 出席者

次頁の出席者名簿 参照

III. 配布資料

- | | |
|-------|--------------------------|
| 資料1 | 具体的な取組（案） |
| 資料2 | 中央区自転車ネットワーク整備方針（案） |
| 資料3 | 中央区路上駐輪対応方針（案） |
| 資料4 | 計画策定スケジュール（案） |
| 参考資料1 | 第1回中央区自転車活用推進計画策定委員会議事要旨 |
| 参考資料2 | 中央区自転車活用推進計画策定委員会構成員名簿 |

＜出席者名簿＞

| 役職名 | 氏名 | 出欠 | 備考 |
|----------------------------|-------|----|------------------|
| 宇都宮大学地域デザイン科学部社会基盤デザイン学科教授 | 大森 宣暁 | ○ | |
| 国土交通省東京国道事務所交通対策課長 | 関 肖 | ○ | |
| 東京都建設局第一建設事務所管理課長 | 小林 実 | ○ | |
| 警視庁中央警察署交通課長 | 田中 智也 | ○ | |
| 警視庁久松警察署交通課長 | 石川 大造 | ○ | |
| 警視庁築地警察署交通課長 | 上野 晃宏 | × | |
| 警視庁月島警察署交通課長 | 三橋 仁美 | ○ | 代理出席：深澤 勝彦 |
| 京橋地域町会連合会会長 | 塚本 和隆 | ○ | |
| 日本橋地域町会連合会会長 | 高橋 伸治 | ○ | |
| 月島地域町会連合会会長 | 滝浪 誠 | ○ | |
| 一般社団法人日本シェアサイクル協会理事 | 清水 貴司 | ○ | 代理出席：松本 剛 (WEB) |
| 東京都自転車商協同組合中央支部 | 鈴木 康亘 | ○ | 代理出席：関口 直一 |
| 一般社団法人自転車駐車場工業会管理運営委員会 | 森井 清 | ○ | |
| 東京都交通局総務部企画調整課長 | 上村 雄二 | ○ | 代理出席：徳田 智美 (WEB) |
| 日立自動車交通株式会社営業企画部 | 榎本 則彦 | ○ | |
| 防災危機管理室長 | 春貴 一人 | ○ | |
| 区民部長 | 濱田 徹 | ○ | |
| 都市整備部長 | 早川 秀樹 | ○ | |
| 教育委員会事務局次長 | 生島 憲 | × | |
| 環境土木部長 | 三留 一浩 | ○ | |
| 環境土木部交通課長 | 落合 秀行 | ○ | |
| 環境土木部水とみどりの課長 | 白石 学 | ○ | |
| 環境土木部道路課長 | 金広 直樹 | ○ | |
| 環境土木部副参事 (交通安全対策・特命担当) | 西留 徹 | × | |

IV 議事

1. 開会

2. 議事

(1) 具体的な取組（案）

【事務局】

資料1説明

意見・質問①

【高橋委員】

自転車安全利用五則の「車道が原則、左側を通行、歩道は例外」の文言について、歩車道の分離がされていない道路も多い中央区では、「歩道は例外」という表記はわかりにくいと感じます。「車道が原則、左側を通行」のみの記載の方が分かりやすいのではないのでしょうか。

【事務局】

自転車安全利用五則は、警察庁が全国共通で定めたものなので、区独自で記述を変えることは難しいものの、安全教育の際には説明や記載方法を工夫して分かりやすい説明を行います。

意見・質問②

【大森委員長】

具体的な施策については、これまでも継続して取り組んできたものも多くあるのでしょうか。

【事務局】

自転車施策は継続的に取り組んでいくことが重要と考えており、これまでも実施してきた施策が多く含まれています。一方で、新たな取組として「校庭開放を活用した自転車練習場の確保」等、重点的に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 中央区自転車ネットワーク整備方針（案）

【事務局】

資料2説明

意見・質問①

【小林委員】

I期整備路線のみ路線毎の詳細な表が掲載されていますが、II期・III期整備路線については同様の表整理は行わないのでしょうか。

【事務局】

I期整備路線は今後5年以内の直近での整備路線であるため、速やかに整備が行えるよう、具体的な路線の状況を表で示していますが、II期・III期整備路線の表は現時点では掲載しない予定です。

意見・質問②

【大森委員長】

P6の「(自転車の)通過交通が少ない道路等」は、具体的なデータに基づく等、どのように整理したのでしょうか。

【事務局】

具体的なデータによるものではなく、行き止まりの道路や生活道路等を対象に、自転車が通過する必要性が少なく、自転車の主要動線とは言い難い道路を抽出しました。

意見・質問③

【大森委員長】

都道・国道で既に整備済み、または今後整備する予定の道路があり、区道を整備していくことで、区内の道路がネットワーク化されていく計画だと思います。

自転車ネットワーク整備方針および次の議題の路上駐輪対応方針は、自転車活用推進計画の中に含まれるということでしょうか。

【事務局】

2つの方針ともに、自転車活用推進計画の中に取り込んでいくことを考えています。

(3) 中央区路上駐輪対応方針(案)

【事務局】

資料3 説明

意見・質問①

【小林委員】

路上駐輪により、点字ブロックが使えない等の状況もあると思いますが、新たな駐輪場整備の検討においては、障害者施設、高齢者施設、小学校、幼稚園が付近にある箇所を優先的に整備してはどうでしょうか。

【事務局】

本計画においては、駐輪場整備箇所の具体的な計画を入れる予定はないものの、そのような施設があるエリアを中心に整備していくことは重要な視点だと考えますので、整備を進める段階において検討していきたいと考えます。

また、路上駐輪の状況は変化すると考えられるため、引き続き分析を行い、駐輪状況を踏まえた上で関係機関と協議し、整備すべき場所を選定していきたいと思います。

【大森委員長】

福祉施設や、小学校等について、地図上に場所をプロットし、路上駐輪との関係を整理してはどうでしょうか。

【事務局】

資料を整理してみたいと思います。その上で、路上駐輪自転車が発生する施設を把握し、今後の駐輪場整備に関して検討していきます。

意見・質問②

【塚本委員】

駐輪対策を具体的にどの時期に行うのかは、今後示されるのでしょうか。

【事務局】

駐輪場の広報等を通じた路上駐輪の啓発・撤去等は速やかに取り組んでまいります。また、駐輪場整備については、再開発の機会を捉えて、取り入れてもらうよう働きかけていくほか、道路上の駐輪についても各道路管理者との調整を進めます。そのため、具体的な整備時期は協議が整った段階で広報していきたいと考えています。

意見・質問③

【大森委員長】

中央区の条例において、区道上の自転車のみを撤去ということでしょうか。

【事務局】

放置禁止区域を定めた場所については、区で撤去できますが、それ以外の場所では各道路管理者と連携して、注意・警告を行って、撤去を行います。そのため、P1の表記は見直します。

意見・質問④

【小林委員】

撤去はできないものの、パトロールの頻度を増やす等、重点指導エリアのようなものを設定する予定はあるのでしょうか。

【事務局】

これまでも、地域の方からの申告等によって、路上駐輪の多い箇所を把握し、区の職員や委託業者によって重点的に注意警告を行っており、引き続き対策を行ってまいります。

【大森委員長】

中央区は、商業施設と集合住宅が含まれる複合施設も多いため、建物全体で見た時の駐輪需要は様々な要素が組み合わさっていると思いますので、一度分析してみてください。

(4) 計画策定スケジュール (案)

【事務局】

資料4 説明

3. その他

【事務局】

事務連絡

4. 閉会

以 上